

改正

昭和55年7月1日

昭和62年9月14日

平成元年4月1日

平成10年4月1日

平成17年5月1日

平成28年4月1日施行

令和2年6月21日

令和3年12月20日

いわき市中央卸売市場売買参加者承認取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央卸売市場（以下「市場」という。）における売買参加者の承認について、いわき市中央卸売市場業務条例（昭和52年いわき市条例第52号）第26条から第28条まで及びいわき市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和52年いわき市規則第30号。以下「規則」という。）第28条から第32条までに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(売買参加者の承認)

第2条 売買参加者の承認は、申請を受け付けた日の属する月の翌々月の末日までに行うものとする。

(資格認定の基準)

第3条 売買参加者の承認にあつて、卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有する者の認定は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 申請者が、申請時において18歳以上の者で、市場の取扱品目の部類に属する物品について、販売又は加工の業務を営み、その期間が、2年以上あり、かつ、当該物品について評価の経験があると認められるものであること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 申請者が法人であるときは、当該法人のため常時売買に参加する者が前号の基準を満たしている者であること。
- (3) 申請者が年間500万円以上の市場取引額があり、その買受代金の支払を完済し、又は支払方法が解決している者であること。ただし、取引の実績について市長が特別の理由があると認めると

きは、この限りでない。

(4) 水産物部の申請者であつて、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条に規定する業種を営む者については、同法第52条の許可を受けていること。

(5) 申請者の住所及び店舗の所在地は、原則として、いわき市内であること。ただし、取引の実績等により市長が特に認めるときは、この限りでない。

(売買参加補助者の承認)

第4条 規則第30条第1項に規定する売買参加補助者の数は、次の表の基準のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

市場取引額 (年間実績)	売買参加補助者	
	青果部	水産物部
4,000万円未満	1人	1人
4,000万円以上8,000万円未満	2	2
8,000万円以上	3	3

2 売買参加補助者の承認を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 売買参加者の役員又は使用人

(2) 次に掲げる者に該当して、卸売業者が行う卸売に参加するのに必要な知識及び経験等の評価能力を有すると認められる者

ア 申請時において18歳以上の者で、成年被後見人又は被保佐人でないもの

イ 申請に係る取扱品目の部類に属する物品の取扱業務について、2年以上経験を有し、かつ、申請者の業務に現に従事している者

3 市長は、売買参加補助者に次の各号に掲げる行為があつたときは、その承認を取り消すものとする。

(1) 自己の売買参加補助章を第三者に譲渡し、又は貸与すること。

(2) 売買参加補助者が、自己の所属する売買参加者又は当該売買参加者に所属する他の売買参加補助者と市場における一つの卸売に同時に参加すること。

4 売買参加者は、売買参加補助者がその資格を失つたときは、遅滞なく、その者の売買参加補助章を市長に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年8月27日から実施する。

附 則（昭和55年7月1日）

この要綱は、昭和55年7月1日から実施する。

附 則（昭和62年9月14日）

この要綱は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和62年いわき市条例第36号）の施行の日から実施する。

附 則（平成元年4月1日）

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則（平成10年4月1日）

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成17年5月1日）

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

附 則（平成28年4月1日施行）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（令和2年6月21日）

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。

附 則（令和3年12月20日）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。